

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議
(第34回)

議 事 録 (案)

日 時：平成27年3月26日(木) 午後2時50分開会
場 所：PCB 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日、皆様には、年度末のお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部循環型社会推進課廃棄物担当課長の米津でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議スタートがほぼ1時間遅れましたが、おおむね16時を目処に終了したいと考えておりますので、大変恐縮でございますが、皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、本日は、埜上副委員長、齋藤委員、室村委員、森川委員、永澤委員、川島委員、村上委員、急遽、時田委員も御欠席ということで、8名の委員から御連絡を頂いてございますので、御報告申し上げます。

それでは、会議の開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の築地原より御挨拶を申し上げます。

【築地原局長】

築地原でございます。いつもお世話になっております。

本日は、年度末で大変お忙しい中、スケジュールを遅らせてしまいまして、大変申しわけございませんでした。眞柄委員長を初め、委員の皆様方には、出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、近隣から登別市と伊達市、オブザーバーとしまして環境省の角倉産業廃棄物課長を初め、JESCOからも出席を頂きまして、感謝を申し上げます。

さて、今回は11月に開催させていただきました。約4カ月経過いたしまして、今日の議題の中にございますけれども、大きく2点、変化がございました。1点は、日本環境安全事業株式会社、通称JESCOの名称の一部を改正する法律が12月24日に施行されまして、社名が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に変更になり、北海道事業所の名称も北海道PCB処理事業所に変更されております。前回、環境省からも説明がございましたけれども、JESCOの名称等が変更になりましては室蘭でのPCB処理事業についての変更は一切ございません。

もう1点は、道のPCB廃棄物処理計画を変更いたしました。これについては、後ほどまた御説明させていただきます。

それでは、本日の会議は、委員の皆様方の任期最後の会議となります。眞柄委員長には、大変御無理を申し上げまして継続をお願いしているところでございます。この2年間、北海道事業に関しまして、大きなトラブルも発生せず順調に処理が進められてきたことにつきましては、委員の皆様方の様々な御指摘、御指導によるところが大きいものと考えてお

ります。心から感謝を申し上げまして、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。
本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとして御出席いただいております環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の角倉課長より御挨拶を頂きます。

【環境省】

皆さん、お疲れさまでございます。

環境省の角倉でございます。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、委員の先生方におかれましては、お集まりいただき、また、関係の皆様方にもお集まりいただき、本当にありがとうございます。

眞柄委員長を初め、委員の皆様、そして、本日お集まりの関係自治体の皆様方、J E S C Oの関係者の皆様方におかれましては、日頃から、P C B廃棄物の処理の推進につきまして多大なる御理解、御協力、御尽力を頂いておりますことに、この場をお借りして改めてお礼を申し上げたいと存じます。

昨年6月のP C B廃棄物処理基本計画の変更により、室蘭市のP C B処理施設の処理期間が延長され、東京地域の安定器等の処理も行われることになりましたが、私どもとしては、これは単なる期間の延長ではなく、P C B処理を安全かつ期限内に一日でも早く処理を完了することが何よりも大事であろうと考えております。私ども環境省としましても、関係者の皆様方と力を合わせて最大限の努力を図っていきたくと考えております。

こうした中で、環境省といたしましては、これまでも、地方自治体における未処理の保管事業者の掘り起こし調査の実施や、処理期間内に確実に処理を行わせるための保管事業者への指導・助言を効果的、効率的に行えるようにするための掘り起こし調査マニュアルの作成を行っております。また、地方自治体が経済産業省、関係業界団体及び環境省と連携した取組みを進めるための連絡会議を開催させていただいたところです。私どもは、こうした形で、様々な取組みを着実に進めていきたくと考えております。

こうした国の取組状況につきましては、1月27日に開催した環境省の有識者検討会議において御報告し、その場に御出席いただいた眞柄委員長からも未処理の保管事業者の掘り起こしをしっかりと行っていくべきであるという御意見を賜ったところでございます。

1月27日の検討会で報告させていただきました私ども国の取組み状況の詳細につきましては、本日、別途お配りさせていただいております資料の中で改めて御説明を申し上げたいと考えております。

環境省としましては、地元室蘭市の皆様を初め、本会議の委員の皆様、関係機関の皆様の御理解、御協力に報いるよう、今後とも、J E S C Oとともに、安全最優先で、一日も早い処理完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、活発な御議論を賜ればと思いますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

これからの進行は眞柄委員長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

それではまず、資料の確認をしていただきたいと思います。

【事務局】

道庁循環型社会推進課の池谷でございます。

私から、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1としまして、前回の議事録をお配りしております。続きまして、資料2-1から2-8が議事の2番目で使用いたします北海道PCB処理事業の進捗状況についてということで、八つの資料がついております。続いて、資料3としまして、北海道PCB廃棄物処理計画の変更についてということで、この3月に変更しました私どもの計画をつけております。続いて、資料4としまして、PCB廃棄物処理基本計画変更後の主な取組みについてということで、環境省から議事(4)で説明を頂く資料がついております。

それから、参考資料としまして、1-1から1-3が今回のJESCOの社名変更等に伴い変更した当円卓会議の設置要領、モニタリング計画、通報連絡公表・取扱いということで三つ付けております。参考資料2-1、2-2は、JESCOの安全衛生環境活動計画・実績表です。参考資料3としまして、JESCOの北海道PCB廃棄物処理事業だよりの最新号がついております。

配付資料は以上でございますけれども、資料の不足、印刷が不鮮明なもの等がございましたら、私どもにお申しつけください。

以上でございます。

【委員長】

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

最初は、前回の議事録についてでございます。

御意見を頂いておりませんでしたので、特に問題ないということで、この形とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

早速ですが、資料2で、現在の処理状況、事業の状況について御説明をください。

【JESCO】

JESCO北海道PCB処理事業所でございます。

早速、資料につきまして御報告させていただきます。

資料2-1の中間貯蔵・環境安全事業株式会社におけるPCB廃棄物処理事業の現況というものをご覧ください。

先ほど築地原局長が申し上げたとおり、私どもの社名が中間貯蔵・環境安全事業と変更になりましたが、5事業所の操業内容、処理体制は全く変わりませんので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

資料2-1につきましては、前回の監視円卓会議の内容等と変更はございませんので、こちらの資料の説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料2-2の北海道事業の進捗状況についてです。

平成26年度の出来事で、前回の監視円卓会議以降の内容につきましては、この資料の7ページまでめくっていただきまして、平成26年度のいろいろな出来事が記載されております。前回の円卓会議は11月18日でございますので、それ以降、名称変更後、本年に入りまして1月5日に区分Ⅲのトラブルを発生いたしました。こちらにつきましては、後ほど担当から御説明させていただきます。

続きまして、資料2-3の稼働状況につきまして御報告させていただきます。

資料2-3の稼働状況です。当初施設と増設施設、それぞれの処理状況を記載してあります。まず、当初施設から御報告させていただきます。

1ページ、2ページが受入れの状況です。

3ページ目に処理の状況を記載しております。数字としては、受入状況と処理状況に大きな違いはございませんので、3ページの処理状況について御報告いたします。

ページをめくっていただいて、3ページになります。

表題が処理状況(抜油ベース)ということで、トランス類、コンデンサ類、PCB油類の年度毎の処理台数、平成26年度につきましては、各月の処理台数を記載し、左下に合計の台数を記載しております。黄色の欄になりますが、トランス類は合計で3,109台、進捗率で75.1%、コンデンサ類は合計で4万2,917台、進捗率は75%になります。

平成26年度の各月の台数を棒グラフにしまして裏のページに示しております。上段がトランス類の処理の台数の推移、下段がコンデンサ類の処理の推移でございます。トランスにつきましては、ここ1年間の合計をしますと193台を処理に出しています。同様にコンデンサは今期で7,739台の処理ということで、安全操業、安定操業を継続してい

るところでございます。

次に、トランス、コンデンサを処理しますと鉄や銅、アルミ、紙等の廃棄物が発生いたしますので、有価物等の処理の報告をいたします。

5 ページ目の下段の有価物の払出しの実績ですが、鉄、銅、アルミ、処理済み油、複雑金属、碍子につきましては、売却し、払出しをしております。売却先は室蘭市内または胆振地区の業者でございます。

次に、有価物ではなく、産業廃棄物処理費用を支払って払い出しているのが6 ページでございます。上段は、トランス、コンデンサ等から発生します素子、紙、廃アルカリ等を産業廃棄物として、こちらも室蘭市内または胆振地区の業者に処理代金を支払って払い出しております。

表の右欄の碍子につきましては、昨年度までは産業廃棄物として処理費用を支払っていたのですが、平成26年度からは有価物として代金を頂いて払い出しておりますので、平成26年度の碍子の欄は空欄になっております。

中段の産業廃棄物としての払出しの実績ということで、廃活性炭を記載しております。排気処理で使用しておりますセーフティネットのPCB等を含んでいない活性炭の払出し実績です。平成26年度は、実績はございませんが、平成27年度にはセーフティネットの活性炭の払出しを実施する予定でございます。

下段は、無害化認定施設の払出しの実績ということで、PCB濃度が5,000ppmを下回るものにつきましては、本州の業者に低濃度廃棄物として払出しをしております。保護具類、廃活性炭、素子類を無害化認定施設に払い出しています。

次に、増設施設にまいります。

増設施設につきましても、受入状況と処理実績を記載しております。当初施設と同様に処理実績を御報告させていただきます。

8 ページですが、処理状況（前処理投入ペース）ということで、安定器、小型電気機器、感圧複写紙等をそれぞれ年度毎、月毎の記載となります。合計につきましては、表の左下でございますが、931本の処理を進めているところでございます。進捗率は38.3%でございます。

続いて、下の段は、産業廃棄物の払出し実績、スラグと固形物です。スラグは、プラズマ熔融で溶けた後、冷えて固まったものをスラグとして払い出しております。固形物のばいじんは、排気処理で発生しますばいじんを固めて、本州の業者に払出しをしています。

最近1年間の安定器等汚染物の処理の推移を9ページにグラフとして記載しております。大体毎月30トンから70トンの処理をしているところでございます。

処理の状況につきましては以上でございます。

続きまして、内容が変わりまして、資料2-4の第一系統排気に係る活性炭の性能調査についてでございます。

これは、前々から懸案になっておりましたが、平成26年度に実験を実施し、現在、調

査を完了いたしまして、報告書の最終確認をしているところです。調査の内容、結果につきましては、次の監視円卓会議で御報告をさせていただく予定です。本日は、この資料をもちまして、どんな実験をしたのかについて、あらかじめ御紹介させていただきます。

まず、1 ページ目の中段のゴシック体で書いてあるところは、第30回の監視円卓会議でこのような実験をしたいと資料で御説明し、それをこちらに転記しております。この三つの実験をもとに、その後、詳細な実験計画を立案し、本年度、実験を実施いたしました。その内容につきまして、裏のページと参考ページを用意させていただきましたので、ページをめくっていただきたいと思います。

上段が実験装置概略図です。グレー色の図の左下に、PCB蒸発管というものがございます。ここでPCBを入れた瓶を置きまして、そこにリボンヒーターで熱しましてPCBを蒸発させます。空気の中に蒸発したPCBを右に活性炭を3段セットしてあるのですが、このカラムに通気しまして、それぞれ各段の活性炭のPCB吸着量を調べようというものでございます。

このカラムにつきましては、真ん中に写真がございまして。この写真では、カラムに1段しかございせんが、実験につきましては3段の活性炭をセットしております。それぞれ各段に上層、中層、下層と考えまして、各層のPCB吸着量を測定することといたしました。3段ございまして、3掛ける3で9カ所の吸着量を調べることになります。

具体的にどういうパターンで測定するかについては、次のページで御説明します。

また、このページの3番に追加調査等とございまして、これにつきましても、パターン表の中で御紹介したいと思います。

資料2-4、表題が活性炭PCB吸着性性能試験パターン一覧となります。

これは、円卓会議で御報告させていただいた実験計画に基づいて作っております。左欄が実験内容ということで、三つの実験を計画しました。

まず、(1)番の実験は、新品の活性炭を用意しまして、それをカラム中に3段入れます。大体0.01ミリグラム/立米ぐらいの濃度のPCBをこのカラムに約1カ月間通気します。実機に近い30度、風速も0.2から0.6メートルで約1カ月間、このカラムに通気しまして、先ほど申し上げた3段掛ける3層の合計9カ所のPCB吸着量を調べるというものです。同時に、塩素数の分布、入り口、出口の排気中のPCB濃度を調べております。この実験を2回繰り返します。

真ん中の(2)につきましては、今度は1段目の活性炭にPCBを吸着させておきます。2段目、3段目は、新品の活性炭をセットいたします。この排気にスクラバオイルだけの排気を含んだガスを通気し、これも30度ぐらいで約1カ月間通気しまして、その中で九つの活性炭の吸着量がどうなるか、排気がどうなるかという濃度測定をしております。

(3)の実験は、(1)の活性炭にスクラバオイルを吸着させておきまして、ほぼ飽和状態ですが、2段目、3段目は新品の活性炭を入れます。このカラムにPCBだけを含む

排気を1カ月間通気しまして、九つのPCB濃度、排気中のPCB濃度等を測定させていただくという実験をさせていただきました。

三つの実験のうち、(2)のスクラバオイルを飛ばす実験ですが、1カ月間通気したのですけれども、蒸発管からスクラバオイルが全く蒸発しないことがわかりました。80度で加温した実験も行ったのですが、それでも飛びませんでした。今、原因を調べているのですが、よくわかっておりません。そのかわりではないのですが、実機のほうはどうなのだろうということで、急遽、3月に入りましてからPCB処理施設の同系統の排気処理をサンプリングしまして、その排気の中のPCB濃度とスクラバのオイル濃度がどれくらいあるのかを測定したところでございます。

以上、これらの実験結果につきまして、次回の監視円卓会議で御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、トラブル事象につきまして、担当から御報告させていただきます。

なお、ヒヤリ・ハット等につきましては、次の監視円卓会議で平成26年度を総括して御報告させていただきます。本日は、トラブルの内容につきまして、担当から御報告させていただきます。

【JESCO】

安全対策課長の中尾でございます。

資料2-5について御説明させていただきます。

前回の円卓会議からのトラブル事象につきましては、区分Ⅲの1件、1月5日に発生した増設施設における屋内サービスタンク供給配管からの重油の漏えいがございました。本件につきましては、1月13日、2月10日、3月10日に第3報を報告し、次回、4月に最終報を報告する予定としております。

続きまして、不具合事象等の公表件数ですが、前回の監視円卓会議以降、30件の不具合事象がありました。こちらでは32件となっておりますが、足していただけるとわかりますとおり、20件の不具合事象未済を報告し、当情報センターにて公表しているところでございます。

続きまして、1月5日に発生したトラブルの概要でございます。

発生したのは、1月5日の8時18分ころで、発生場所は増設施設の東側周辺道路、ちょうど正面玄関を出てすぐのところでございます。サービスタンクの重油供給配管のリリーフ弁からでございました。そのリリーフ弁の下のところ、ちょうど4メートル掛ける2メートルの範囲で重油が散乱したものでございます。

発生したのは、3ページの図をご覧くださいなのですが、重油供給配管概略図のところ、リリーフ弁の役割が書いてありますけれども、リリーフ弁は、配管内が規定圧力以上となった場合に作動する点線のルート、いわゆる重油供給配管と一部別ルート、手動弁で閉止してあるところを回避するような形で重油タンクに重油を戻すものでございます。こ

の配管内が規定圧力以上になるのは、増設建屋の火災を想定しております。

このリリーフ弁ですが、この構造図のちょうどふたと弁体のつけ根から重油が漏えいいたしました。取り外し後、メーカーにて健全性を確認したのですが、特段、問題はなかったということでございます。

次に、4ページの写真でご説明いたします。

①がリリーフ弁の設置している状況で、②が地表部の漏えいした状況です。2メートル掛ける4メートルの範囲で散乱いたしました。発見直後にJESCOの職員が駆けつけて確認したところ、ふたに緩みがあったということで、初めは手締めで締めましたが、それでも漏えいがとまらなかったため、治具を使って締めることができました。その後、リリーフ弁を取り外しまして、閉止フランジを打ちまして、万が一、火災等が発生した場合に中から重油が逆流する場合に備えて、ドレーン弁で重油を回収できるように、現在、現場にドラム缶を仮設で設置したところでございます。

なお、4月10日に、再度、リリーフ弁を取りつけて、その後、ふたの緩みがないような管理をしっかりと行い、再発防止に努めていきたいと考えております。

トラブル報告に関しては以上でございます。

【JESCO】

それでは、資料2-6の内部技術評価結果について、本社のPCB処理事業部長の東から説明させていただきます。

まず、内部技術評価は、毎年1回、各事業所について、施設の運転を初めとする管理運営状況を、本社から7名の職員のチームを派遣して評価しているものでございます。毎年行っておりますが、北海道につきましては7回目で、昨年11月20日、21日に実施したものでございます。その結果について御説明させていただきます。

資料の中ほどの2の(2)に評価対象期間がありますが、1年間ということで、当初施設が平成25年9月から26年8月、増設施設が25年12月から26年8月、時期が3カ月ほど当初と増設でずれておりますけれども、平成25年に増設施設が竣工し、9月から11月までは前倒しで評価し、その分の差になっております。来年度行うものからは、26年9月以降ということで、時期を合わせて1年間を評価することになるものでございます。

調査の項目は、資料の一番最後の裏表の評価項目がでございます。操業管理、設備管理、環境管理、安全衛生管理、次のページにいきまして、適法性、環境安全異常事態と発生時の対応、教育訓練、前回の評価で指摘された事項の状況となりますけれども、これら122の項目につきまして、チェックリストを設けて回答を求めるとともに、実際に書面がどうなっているか、現場の職員にヒアリングしながら確認していく手法をとっております。

次のページをめくっていただきまして、3の(2)の評価方法と評価区分でございますが、中ほどに評価区分という表がでございます。先ほど122項目と言いましたけれども、

それらについて適合事項は問題なかったということで、中ほどの指摘事項は是正を求めべきものということで改善を求めていくものになります。それから、下に所見とございますが、適合、不適合という意味では適合ですが、もう少し気をつけていただくと、よりよくなるもの、ほかの事業所にも推奨できるようないいことも含めて、適合事項の中で所見を付しております。今回、122項目のうち、指摘事項という是正を求めべきものが1項目、適合事項は残り121で、そのうち3カ所に所見を付したものです。

3ページからは、その指摘事項と所見についてそれぞれ説明しておりますが、まず最初にある指摘事項1は、排気中のベンゼンのことが書かれております。これは、液処理工程の溶剤回収棟から排気ガスが出るのですが、その排気中にベンゼンが含まれています。この管理目標値が50ミリグラム/立法メートルというのは、10分の1の濃度を警戒ラインとして置いており、測定したところ、5のラインに対して9.5という数値が記録されてきて、その対処を求めたものでございます。

実は、前回の会議でもモニタリング結果のところで報告させていただいた事例として、排ガス洗浄装置としてスクラバという排ガスを油と接触させて有害物質を落とすものですが、その新しい油の更新を少し止めたことがありました。PCB濃度が十分低いのでそういうこともやってみたのですが、ベンゼンに少し配慮がなくて超過してしまったものでございます。

これに対して、運転条件の変更や設備改造をするのであれば、その設計思想に立ち返って、この場合の設計思想は、オイルスクラバとか輸送時の構成と、新しい油を適宜更新しなければいけないこと、それに伴うPCB濃度、ベンゼン濃度、ダイオキシン濃度の関係をよく理解した上で対応することがあるので、その確認体制をしっかりとってほしいということを指摘事項としたものでございます。

それから、同じページの下に所見を三つほど書いてあります。

まず一つ目は、運転廃棄物を削減していただきたいということです。運転廃棄物は基本的にJESCOの中で発生するものですが、受け入れているPCB廃棄物をより処理していただきたいということで、運転廃棄物の抑制をお願いしたいと書いております。実は、前回は同様の抑制のお願いをして、一応はよくやっているという評価はしたのですが、さらなる抑制をということで今回の所見としました。

それから、所見2といたしまして、安全パトロールのことを書いております。所内でパトロールをして、指摘された事項の是正措置が出されるわけですが、その是正に時間を要するものについては、所内で失念することがないように確実にフォローできるようなシステムとしてほしいということで、これを所見としてつけております。

それから、所見3としまして、設備トラブル発生時の対応ですけれども、突発的な工事ですね。これは、当初予定していなかったような緊急対策を要する工事についての対応が、当初施設につきまして、様式はできていたのだけれども、その運用ルールが明文化されてい wasn't でした。また、増設施設につきましては、これまでそういう突発工事の発生

実績もなく、様式も作成されていませんでしたから、そういう手続を書面で明確化してほしいと所見で申しつけたところでございます。これに対するフォローアップを事業所でしておりまして、来年の内部技術評価の中で確認するスケジュールです。

それから、次の4ページ、5ページ、6ページにかけましては、今回報告している評価の前回指摘ないし所見を付したところについてのフォローアップの状況を紹介しております。

まず、4ページの前回指摘事項1でございます。ここに書いておりますのは、異物の混入という想定外の事態に対しての対応が、これまでは、その都度対応して、それを作業要領書として整理していましたが、そういった手続きを明文化して、もっと一般的な対応ができるように求めたものでございます。これにつきましては、改善実施状況ということで、定常作業で手順書がない場合の作業フローを作成し、これを実際に運用しているという報告を本社としても確認したところでございます。

それから、次の前回指摘事項2は、増設施設について環境安全異常事態等発生時の対応体制です。緊急時の対応マニュアルの中で規定すべき図書類を定めているのですが、一部不足する部分があったので、それをきちんと整えるとともに、事業所職員に周知することで、これについても対応しましたという報告を得ているところでございます。

それから、5ページの前回指摘事項の3です。これは、増設施設について、前は操業間もなく施設の立上げに当たっての懸案事項がまだ残っておりましたので、それをきちんと対処、対応することを求めたものでございます。これについては、工事を担当したJVともよく打ち合わせて、常駐体制を平成26年4月以降も継続していて、最終的には今年度3月末までにフォローすることを書いているところでございます。

以上が指摘事項です。

あとは、所見ということで、5ページの下からですが、所見1は、当初施設前処理施設の真空加熱分離につきまして、効率よく処理をお願いしますということだったのですが、対応状況として、運転廃棄物以外の実際に受け入れた廃棄物を処理することになるわけですが、空かご数の少ない場合は運転廃棄物を外部焼却に回して処理効率の低下を防ぐ努力をしているという報告を受けているところでございます。

それから、6ページは、所見2としまして、運転廃棄物の減量化、削減ということですが、しっかりやっていますということでしたが、これについては、先ほども申しましたように、今回の内部技術評価の中でもさらなる努力という所見を付したところでございます。

それから、前回の所見3として、処理手間物についての対応です。具体的には、PCBが漏えいしているコンデンサやサイズが非常に大きな大型のコンデンサ、あるいは漏えい物が入った保管容器などが該当するわけですが、それを処理できるような所内設備の改造が進んでおりまして、しっかり調査を進めて対応してくださいというお願いだったわけですが、これについても状況報告を受けているところでございます。小型トランス解体エリアの改造については、今年度、来年度にかけて完成することになっております。

それから、最後の前回の所見4ですけれども、漏えい流出の関係で、滲みや漏えいに対する予防保全検討チームを設置して対応したことは評価できるので、引き続きその取組みをしっかりとしてほしいということですが、その対応状況についても管理表等を作成していますという報告を受けたところでございます。

以上、内部技術評価の報告をさせていただきました。

【JESCO】

私どもの報告は以上です。

【委員長】

それでは、今説明をいただいたJESCO関連につきまして、御質問や御意見がございましたらお出してください。

【〇〇委員】

私が言っていた資料2-4の実験ですが、活性炭の中で、末端にPCBがたまったことを再現し、最終的にはどうしてそれが起きたかを明らかにしなければならないわけです。この計画を見ていると、多分、何もわからないという感じで終わりそうな気がします。これは全て純粋なオイルスクラバを使われていると思いますが、それは現実にオイルスクラバから出てくる蒸気とは違うわけです。私は、どういうふうな蒸気が来るかわからないのですが、恐らくベンゼンなどが含まれているわけです。そういうものを遮断したような実験では、多分、結果が出ないような気がするのです。やって悪いことはないのですが、結果が出ないで終わりそうな気がします。

【委員長】

結果は次回ご報告いただけるようではありますが、実験としてはベンチスケールのもので、実際の活性炭の吸着層とは違うので、〇〇委員のおっしゃるような懸念もあるかもしれません。とりあえず、こういうことでやまして、次回ご報告いただけるので、次回の御報告の結果を見ていると判断させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

トラブルは、リリーフ弁からの重油の漏出で、要するに、しっかり締まっていなかったということだそうですが、今後は起こらないように注意していただきたいと思います。内部監査でもいろいろと詳しく調べて監査していただきまして、確かにモニタリングデータでベンゼン濃度が高いときがあったのですが、それもどうしてかということも本当は見ればきかもしれません。一応、許容の範囲内でありましたということで、注意を喚起すると

いうことを伺ったということにしたいと思います。

それでは、J E S C O の御報告はこれまでとして、立入検査についてお願いします。

【事務局】

私から、資料 2-7、2-8 によりまして御説明したいと思います。

まず、資料 2-7 でございます。

今年度の環境モニタリングの測定結果についてですけれども、資料の中で黄色い色がついているところが前回の会議以降に明らかになった結果でございます。行政及び J E S C O がそれぞれ実施します周辺環境モニタリング、排出源モニタリングのいずれにおきましても、環境基準値、排出管理目標値を超えるような値は確認されておりません。

それから、4月から平成 27 年度のモニタリングが始まりますけれども、これにつきましても、本年度と同じ項目、地点、回数で実施する予定となっております。

続きまして、資料 2-8 の立入検査についてです。

1 枚物の資料の裏のページの太枠で囲った部分が前回の会議以降に実施した立入検査でございまして、全部で 4 回実施しておりますが、いずれも道と室蘭市が共同で行っております。

環境モニタリングのうち、12月と1月15日のものが排出源モニタリングを実施した際の運転状況を確認するために実施したものでございますが、特に異常は認められておりません。また、1月5日、6日につきましては、先ほど J E S C O から御説明がございました1月5日の重油漏えい事故の発生を受けて実施したものでございます。現場の状況確認等を行いまして、原因究明や再発防止策等について指示を出しております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、今の御説明で御質問がありましたらどうぞ。

特に問題があるような状況は出ていませんので、引き続き十分注意して操業していただくとともに、モニタリングも継続していただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、続いて、道の P C B 廃棄物処理計画の変更について御報告をお願いします。

【事務局】

既に円卓会議の委員の皆様方にはメールでお知らせしておりますとおり、北海道 P C B 廃棄物処理計画を今月の 18 日に変更いたしました。

計画の素案につきましては、1月7日から2月6日までパブリックコメントを実施いたしまして、3名の方から7件の御意見を頂き、これらの御意見を踏まえまして、変更したものでございます。

資料3として、変更した処理計画の概要版をつけております。変更した計画の内容につきましては、既に御承知のこととは存じますが、まず、PCB処理計画の処理体制といたしましては、太枠の1のところに記載しておりますとおり、高圧トランス・コンデンサについては、北海道と東北地域など15県のものを平成34年度までに処理する、それから、安定器等・汚染物については、北海道と東北地域15県に南関東地域の1都3県のものを加えまして、これについても平成35年度までに処理いたします。それから、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設、都道府県知事の許可施設を活用して、平成38年度までに処理をするというのが大きな変更点でございます。

今後は、変更した処理計画に基づいて処理を行っていくわけですが、適正処理の推進方策といたしまして、2に記載しておりますとおり、15県で構成しております広域協議会に新たに南関東地域1都3県を加えまして、毎年度実施計画を策定し、計画的な処理を行っていきます。それから、低濃度PCB廃棄物についても、保管事業者に対して早期処理を促していきます。また、PCB廃棄物の掘り起こし調査を行うとともに、北海道産業保安監督部と連携して、使用中のPCB使用製品の保有状況を把握して、保管事業者などの指導をしていくということでございます。

こういった取組みをすることで、一日も早くPCBを確実に処理していくことで、今後はこの変更した処理計画に基づいてPCB処理を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、関連するところも多いと思いますので、資料4として準備されております国の処理基本計画が変更された後の主な取組みについて、環境省から御説明をお願いします。

【環境省】

環境省の中野と申します。

私から、資料4につきまして御説明させていただきます。

前回の監視円卓会議の中で、昨年6月の基本計画変更後の国の取組状況については御説明をさせていただきました。それと若干重なる部分もございますので、そこは割愛させていただきながら、JESCOの処理する高濃度のPCB廃棄物に係る取組みについてポイントを御説明させていただきたいと思っております。

この資料は、冒頭に角倉から申し上げましたとおり、ことし1月27日に環境省で設置されております有識者会議の中で御説明させていただいた資料に一部時点修正を加えた新しい情報を入れた資料となっております。

表紙をめくっていただきまして、2ページに目次が書いております。この資料全体とし

ては6点の観点から取組みを記載しております。

1番目は、PCB処理基本計画変更の趣旨の徹底の取組みでございます。こちらについては、前回の会議でも御説明させていただいたところでございます。それから、2番目がJESCOにおけるPCB廃棄物の処理でございます。こちらについても前回も含めた本日までのJESCOの説明の中でほとんどの部分は御説明させていただいている内容となっております。3番目が未処理のPCB廃棄物等の掘り起こし調査の推進、4番目がJESCOの処理対象ではない微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進、5番目がその他行った取組み等、6番目に今後の取組みについて記載させていただいているものでございます。

では、ページを飛ばしまして、6ページをご覧ください。

3番の未処理のPCB廃棄物等の掘り起こし調査等の推進でございます。

前回の会議では、上に書いております昨年8月に作成した掘り起こし調査マニュアルについて御説明をさせていただきましたが、その後の取組みといたしましては、半分から下に書いております関係機関による連携体制の構築というところでございます。この右側の上と下にポンチ絵を描いておりますが、未処理のPCB廃棄物の掘り起こしにつきましては、いまだ使用中のものもございまして、その使用中のものは、電気事業法上の権限がある経済産業省、現場では産業保安監督部になります。また、電気工作物には、電気事業法に基づいた定期点検が月1回行われているところですが、この法定定期点検の主な担い手となっております電気保安協会などの電気保安関係団体の方も電気工作物の使用者の方々とは接触する機会があるので、こういった方との連携体制をとるため、都道府県市、それから、我々も含めた連絡会議の構築をどんどん進めていこうと考えております。

この地域別の連絡会議が上のポンチ絵にございまして、下のポンチ絵がそれを全国組織等のレベルでやるものでございます。

このうち、下の全国レベルでやる連絡会議のキックオフとなるような会議を今年2月に開催させていただいたところでございます。今後は、地域における連絡会議を地域の実情に応じながら順次開催させていただきます。これらの担い手となる方々が集まって、使用中のものも含めた未処理のPCB廃棄物あるいは使用機器を持っている方に対し、どうアプローチして、どうフォローアップしていくのか、年度毎の取組みを計画的に考えつつ、これをレビューするような会議を定期開催していく予定でございます。

さらに資料をめくっていただきまして、9ページをご覧ください。

9ページの5番のその他の取組みでございます。

まず、上段はPCBが使用されている蛍光灯安定器でございますが、残念ながら、平成25年に北海道内の中学校において、いまだに使われていたPCB使用の安定器が破裂事故を起こしたという事案がございました。その翌年、昨年でございますが、同じような事故が北九州市内の警察施設でも起こっております。

こうした事故の発生は、特に公共施設における蛍光灯安定器は古いものが非常に多く、

平成12年ごろに東京都内の学校でも破裂事故が起きて、政府横断的に公共施設でのPCB使用安定器につきましては、平成13年までに交換して保管しておくという指導をさせていただいていたのですけれども、残念ながら、それがまだ徹底されていない場面もあるということです。特に、北九州の事故が起こった直後の昨年10月には、公共施設において安定器を使用されている場合につきましては、速やかに交換をいただくよう改めて周知、指導すべきであるということ、我々から都道府県の皆様をお願いさせていただいたところがございます。

それから、下段のJESCO法の改正につきましては、冒頭にJESCOからもお話がありましたけれども、このような法律が昨年12月に施行されているところであります。内容につきましては、前回の会議でも一部御説明をさせていただいております。

次のページをご覧ください。

10ページの今後の取組みでございます。

今後、私どもといたしましては、JESCOでの処理の進捗状況について、二つの指標を定期的にモニタリングしながら進捗管理していきたいと考えております。一つ目が①番でございますけれども、これまでもPCB特措法に基づいて行われている保管状況の届出でございます。昨年2月にPCB特措法上の様式を改正して、これまでうまく分けてカウントできなかったJESCO対象の高濃度PCB廃棄物とそれ以外の低濃度PCB廃棄物を分けて届出をすることになりました。こちらにつきましては、これまでも私どもは都道府県市の情報を集約して統計データをして公表しておりました。これは、今後も引き続き毎年度公表していくのですが、次の我々の公表のデータから新しい様式に基づいたデータを公表することになっていきます。例えば、これを毎年度公表していく中で、こちらを見ることで経年変化や地域別の特殊な状況がよりわかってくるのではないかと考えております。

それから、②番は、都道府県市における取組状況の調査です。掘り起こし調査あるいは都道府県のPCB廃棄物処理計画の変更状況、都道府県市において取り組まれている早期処理に向けた取組みの実施状況を私どもとしても定期的に調査させていただいて、これを公表しながら、こちらの取組状況も把握して、全体のPCB基本計画の進捗管理をさせていただこうと考えているところでございます。

次の11ページでございます。

こちらには、平成27年度の環境省予算案の主な内容を記載させていただいております。

ここには3点書いてありますが、1点目は、PCB処理施設整備事業の38億円となっております。こちらは、JESCOの長期保全計画、あるいは、定期点検の結果、残念ながら延長した期間の老朽化対策をしっかりと行っていくための予算的なバックアップをする予算を要求させていただいているところでございます。

2点目は、PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費でございます。昨年の

基本計画改定の延長期間の再延長はしないということをお約束させていただいているところでございます。言いかえますと、この期間で終わりを迎えば、次にPCB廃棄物の撤去などを考えなければなりませんので、こちらについては、場合によっては多額になるかもしれない費用を早い段階から準備する必要があるということで予算要求をさせていただいております。

3点目は、PCB廃棄物適正処理対策推進事業です。こちらにつきましては、都道府県における掘り起こし調査をより効率的に行う方法を開発して、都道府県市の取組みを支援させていただくような予算、あるいは、経産省などとの連絡協議会の開催に係る費用を予算要求させていただいているところでございます。

一番最後のページでございますが、制度的な検討も一部させていただいているところでございます。今週の初めまでパブリックコメントを行っていたのですが、高濃度PCBでいきますと廃安定器の分解や解体におけるPCBの汚染の拡散を防止するための措置の検討を制度的に行っているところでございます。

大分はしりましたけれども、私の御説明は以上とさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、道の処理計画の変更と、国の基本計画の変更後にいろいろなことを進められておられるという御報告があったかと思いますが、これにつきまして何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

【〇〇委員】

これから掘り起こしが処理の問題の基本的な内容になってくることは理解しております。今回、初めて掘り起こしのための対策の予算がつけましたが、金額を聞いて、あまりにも少ないのでびっくりしたというのが正直なところです。それで、各都道府県が主体になりますので、北海道の方に聞きたいのですが、現在、PCBの掘り起こしを含めて、専従的に従事している人は何人いるのか、これからそれをどういうふうに強化していくのか、これが非常に大きな問題になってくると思うのです。

国の適正処理対策推進事業の金額を各都道府県で割ったら、びっくりするくらい少ない金額になって、北海道に一体何ぼ来るのかということになると思います。これで対策を打てるのかという問題も含めて、正直なところ、不安を感じています。

現在、PCBについて専従的に従事されている方が何人おられて、これからこの事業計画をさらに推進していく上でどのように強化していくのか、具体的なことを北海道にお聞きしたいと思います。

【事務局】

道庁の組織として、各地域に14の振興局、総合振興局がございます。その局の中の環境生活課で、専属ということではないのですが、主に廃棄物を担当している職員の中にPCBの部門を受け持っている職員がおります。それは、振興局によってまちまちなものですから、今、正確な数は言えないのですが、大体1名から2名の職員がPCBを主として受け持っております。また、本庁については、円卓会議やPCBの部門を主に受け持っている私と池谷が専属として務めております。

よろしいでしょうか。

【〇〇委員】

ほとんど変わらないということですね。私も、仕事上、胆振総合振興局の環境生活課には時折お邪魔させていただいて、彼らがいかに忙しく働いているかということをよく知っています。つまり、PCB以外のことだけでも相当の仕事量を抱えていて、用事があつて行ってもいない、聞いたら、今、一生懸命外を歩いているということをよく聞きます。

今のお話だと、はっきり言って何も強化策が出ていないですね。ここに予算要求している金額で何ができるのですか。ずっと今までも円卓会議で指摘されているように、不明なもの、未届けのものが大量にある状況は環境省もお認めになっていると思います。それに対して抜本的な手を打つという点で見えたら、この金額を見たら、また、今の道の方が答えた内容から見たら、抜本的な対策にならないと思います。

今、現場の方々が本当に一生懸命やっているのはよくわかっています。本当に一生懸命やっています。PCBの専属なんかできっこない状況もよく知っています。ですから、そうであれば、今ここに立入り云々と書いてありますけれども、では、立入りをどういう頻度でやるのか、どういう条件で、どういう機会を持って入っていくのかということがここには何も書かれていません。結局、よほどのことがなければ入っていないのではないかと、残念けれども、そう思わざるを得ないのです。

ですから、これは再検討すべきではないかと私は思います。本当に環境省にお願いしたいのですが、現場の都道府県が具体的に強化できる内容を計画の中に提示していただいて、それを受ける都道府県も頑張らなければいけないという体制を組まなければいけないと思います。私は人を増やすべきだと思っていますけれども、今は、全部兼業で、いろいろな課題を抱えている中にPCBを持っているという状況で進んでいるわけですから、これでは抜本的な対策にはならないと思います。僕らは、ここを繰り返し訴えてきたつもりですが、今、具体的に数字が出てきました。具体的な現場の声を聞いて、僕も実際に現場を見ていて、これでは抜本的な掘り起こし対策はできないだろうという心配をしています。ぜひ再検討してほしいと思います。

【委員長】

ほかにありますか。

【〇〇委員】

掘り起こしの部分についてですけれども、実は、私が供用している施設にP C Bの蛍光灯安定器があることがわかりました。昭和47年に製造禁止で、うちの建物は昭和47年建設です。この間、洞爺湖で事故がありまして、まさかうちにはないだろうと思っていたら、そのまさかに入ってしまった、大慌てで、大変な思いをしました。お金はかかるわ、手続はJ E S C Oや胆振総合振興局の御協力を頂いたのですが、それでも大変でした。それを保管するのにどうやったらいいか、ドラム缶を保管するのにどうしたらいいか、全くわからないのです。その辺のところを詳しく教えてくれる人がいない中で、必死になってやりました。お金も非常にたくさんかかりまして、この3月にやっと処理は終わりました。でも、お金はすごく大変でした。

うちのユースホステルは、ここから距離にして4キロメートルあるかないかです。それで、処理するのに運賃が20万円です。ドラム缶1個に満たない、50キログラムのドラム缶の3分の1から4分の1ぐらいです。そのドラム缶はどれがいいのかということも誰も教えてくれないものですから、自分で探してやりました。そういう処理の現実を環境省の方はご存じないのではないかと。私のような苦労した人間を掘り起こしの中に取り込んでいって初めて掘り起こしになると思います。ですから、どこかで偉い人たちが集まって机の上で一生懸命勉強して、こういうふうなものもいいよ、こういうふうにしたらいよということでは進まないと思うのです。まず、知らない、わからない、そういった中小・弱小企業が非常にたくさんあるのです。そういったものの掘り起こしに対しては、中小・弱小企業で現場にいる人間の声を直接聞いて、そうしたら、これをこういうふうにしたら掘り起こしができるのではないですかということを行わない限り、期限があと8年などといっても絶対にできません。

中小・弱小企業の倉庫は一つか二つぐらいですから、知らない人間は、そのまま捨ててしまって、それで終わりです。今、産廃の処理場を掘り起こしたら、いっぱい出てくると思います。昭和47年、52年で製造販売が全て禁止されていますが、そこから10年、20年ぐらいの間は、ほとんど野放し状態で捨てていたと思います。その後の10年、20年の間に禁止になって、P C Bを処理しなくてははいけなくなりました。大きなトランスについては保管されているでしょうけれども、うちのような小さなところは、蛍光灯の安定器などは捨ててしまっていることが多いと思います。そういったものを完全に把握するためには、我々のような苦労した者の声を直接聞いて、その中で一緒になってやろうという体制をつくらない限り、絶対に何年かの間におさまらないだろうし、何年かたって終わりましたよといって年限を切ったとしても、全く知らない人の倉庫から一つ、二つ出てきて、これはそうだったのだということになりかねないです。

その辺のところを何とかするためには、一つは、各市町村には建築指導の部署がありますね。そういうところとタイアップして、何年何月に建築して今どうなっているか、ある

程度大きな構造物になると定期報告が義務づけられています。胆振総合振興局、北海道庁でそこまでできませんので、やはり市町村とやっていただくべきです。道庁は、いろいろ大変な思いをして仕事をされていますので、それにさらに専従というものを覆いかぶせることはできないです。人的な予算がないですし、この程度の予算では全然だめです。そうではなくて、市町村にも、こんな額の予算ではなくて、本当にやる気があるのであれば予算と一緒にこういうふうにやってくださいと。建築指導の部署がいいのかどうかよくわかりませんが、消防だって定期検査をずっとやっていますから協力してもらおうとか、我々弱小企業の経営者と一緒になって検討すると。そういう体制をつくらない限り、わからない人たちは絶対に見つけることができないので、早急にその辺の対策を本当の対策として考えていただきたいのです。そうしないと、また延びましたとか、わからない人たちに責任を覆いかぶせて、国は知らないとは言えないわけでしょう。結局、PCBは国際的な義務として地球上からなくさなければいけないという大命題があるわけですから、そのためにも、小さなところの掘り起こしみたいなものも抜本的に考えていく方策をぜひやっていただきたいと思います。

PCBの処理に関しては、中小企業、弱小企業が3割負担とありますが、それをもっと下げるべきです。先ほど言った運賃の20万円も、見積もりを何社かとったために20万円と5万円というところがあったのですが、5万円でも大変な思いなのです。私は、自分で運んでこようかと思いたよ。自分で運べばただですよ。しかし、それはだめだと言うので、仕方ないから5万円を払いました。

その辺の痛みは、失礼だけれども、役人の方々はわからないと思うのです。蛍光灯を替えるのに物すごくお金をかけて、処理をするのに物すごくお金をかけて、運搬にも物すごくお金をかけて、それは弱小企業にとって非常に大変なことで、まさに血を流して何とかやらせていただいたという形です。

ですから、その辺のところをきっちりと理解できるような方策をぜひとっていただきたい。お願いいたします。

【委員長】

貴重な御意見をありがとうございました。

今の建築指導の話もそうですし、例えば、北海道でいけば北電の営業所に契約がいつ頃から始まっているかというお客様台帳がありますので、そういう台帳を活用するという事などを考えていただきたいと思います。

それから、電気保安関係団体と連携をとるというお話は確かにいい考えで、どんどん進めていただきたいと思います。ただ、かなりの規模のところでないで電気保安の関係者は入らないです。一般住宅には入らないわけです。私は、札幌にいたときもマンションに住んでいましたけれども、マンションですと管理組合で、かなりの容量をとりますから、各戸に1年に1回、電気保安の検査に担当者が来られるのです。それは、電気の設備に問題

がないかどうかしか調べないので、今おっしゃるように、宅内で使われている電気機器に
どういふものがあるかまで踏み込んで接触してくだされば掘り起こしにすごく効くと思
います。

ですから、電気保安関係だけではなくて、国民一人一人の活動までコミットできるよ
うな工夫をしておかないと、完璧とはいかないにしても、十分な掘り起こしができな
い。それは、藤当委員もおっしゃったとおりだと思います。ぜひ、今までと違った視点
で掘り起こしをやっていただきたいし、マニュアルだけではなくて、地域の方々も参加
していただくことをお考えいただきたいと私も思います。

それから、幸い、私が勤めておりますところのPCBも今年処理をしてもらえまして、
この間、決裁の判子を押したのですが、こんなに高いのかと思いました。確かに高いで
す。私もそう思いましたが、これはしょうがないから払うかといって判子を押しました。
既に保管されていらっしゃる方はそれなりの意識をお持ちかもしれませんが、掘り
起こされたほうは、今のお話のように、とんでもないお金がかかるということもあり
ます。これは税金です仕事ですからなかなかいかないかもかもしれませんが、掘り
起こされた人が多大な不利益を被らないような工夫も少しマニュアルの中で考えて
いただくと、お持ちになっている方も申し出がしやすいということもあります。その
辺のところもぜひお考えいただければと思います。

ほかに何かありますか。

【〇〇委員】

今のお二人のお話に追加する形で、私も提案いたします。

前の会議で私が発言したこととつながるのですけれども、予算が幾らあっても足りない
という問題に行き着くことになりますので、お金を有効に使えて、なおかつ、全国
民に知れ渡って、今、それぞれの知恵が生きてくる方法として、TDKとかパナソ
ニックがテレビやチラシで何年につくった何という商品、加湿器とかストーブとか
いろいろ問題があるから届け出てくださいということを定期的に流しています。どの
ぐらいの費用がかかるかわかりませんが、46年云々ということも含めて非常に短
いスポットで一定の割合で流していけば、国民にかなり浸透すると思います。問
題が提起され、喚起されてくるわけですから、いろいろなところでいろいろな喚
起がされれば、いろいろな知恵も出てくるし、実態もわかってくると思
います。

個別にやっていくと物すごく予算がかかると思いますので、今、一般企業がや
られている努力もぜひ活用したらいいのではないかと思います。あれは、結局、ど
れだけ費用がかかるか、年に何回か流すかを契約すればいいわけですから、すぐ
に計算できる話でしょう。僕は、そういうことをもう少し積極的にやったほう
が全国民のものになると思うのです。今は、本当に知らないというのが現実です。
国民に徹底的に知ってもらおう努力をするという点では、テレビ、マスコミを
利用することをぜひ考えてほしいと思います。

【委員長】

国も広告宣伝費がありまして、A C、公共広告機構は政府の予算でやっていますので、A Cの枠をこういうものに使っていただければいいなと思います。あれも周知徹底がいくと思います。薬害とか食害とかいろいろな防止のために使っているようですけども、こういうものにも使っていただけるといいと思いますので、それも考えていただければと思います。

それから、いずれ北海道に南関東のものが大量に入ってきます。そうすると、先ほどご紹介いただいた処理の実績は、南関東の分が新たに入ってきた形でいただけることとなりますね。

【J E S C O】

はい。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、その他で何かあれば御説明ください。お願いします。

【事務局】

参考資料1-1から1-3についてです。

先ほど少し説明したのですが、まず、参考資料1-1は当円卓会議の設置要領です。参考資料1-2は環境モニタリング計画、参考資料1-3は通報連絡・公表の取扱いです。これは、いずれも昨年12月のJ E S C Oの社名変更に伴いまして、この1月から2月にかけてそれぞれ変更、改定したものでございます。

内容につきましては、皆様、後ほど御確認いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

参考資料で、J E S C Oの北海道P C B処理事業所の安全衛生環境活動計画の御報告とか、廃棄物処理事業だよりも添付されておりますので、ご覧いただければありがたいと思います。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【事務局】

先ほどの局長の御挨拶にもございましたけれども、現在の委員の任期が今月で満了となります。来年度の委員の就任手続につきましては、現在、進めているところでございます。

それから、次回の円卓会議の日程は、まだ未定ですけれども、6月から7月頃を予定しております。決まりましたら、また改めて御案内を差し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

【委員長】

今期の委員の任期は3月いっぱいになっております。2年間、御協力を頂きまして、ありがとうございました。

委員を交代される方、また、引き続き委員として御協力を頂ける方々もいらっしゃいますが、いずれにしても、室蘭の地域でPCBの処理事業が今後とも行われていくわけですので、それぞれの立場でこの事業が円滑に進むように御配慮と御協力を頂きたいと思っております。

本当にありがとうございました。また、引き続き、いろいろなことでお願いしたいと思います。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日、開始が相当遅れまして、大変申しわけございませんでした。限られた時間の中で貴重な御意見を頂きました。本当にありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以 上